

【各種届けについて】

確認申請を要する建築物		
建物分類	建築確認を必要とする場合	規模
1号	(劇場・映画館・演芸場)・観覧場・(公会堂・集会場)	左記用途に供する部分の床面積の合計 > 100 m ²
	病院(収容施設ある診療所・児童福祉施設)・養老院・共同住宅・(ホテル・旅館)・(下宿・寄宿舎)	
	学校・(体育館・ボーリング場・スポーツ練習場)・(博物館・美術館・図書館)	
	(百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗 > 10 m ²)展示場・遊技場・(キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・バー)・舞踏場・公衆浴場・飲食店・(待合・料理店)	
	倉庫	
	自動車車庫・自動車修理工場(映画スタジオ・テレビスタジオ)	
2号	木造の建築物	階数 ≥ 3 又は延面積 > 500 m ² 高さ > 13m 若しくは軒高 > 9m
3号	木造以外の建築物	階数 ≥ 2 又は延面積 > 200 m ²

上記以外の建築物で、10 m²以上の建築物の新築、増築、改築、移転については、**工事届**が必要です。

(10 m²以内の増築、改築、移転は届不要)